

第 5 章

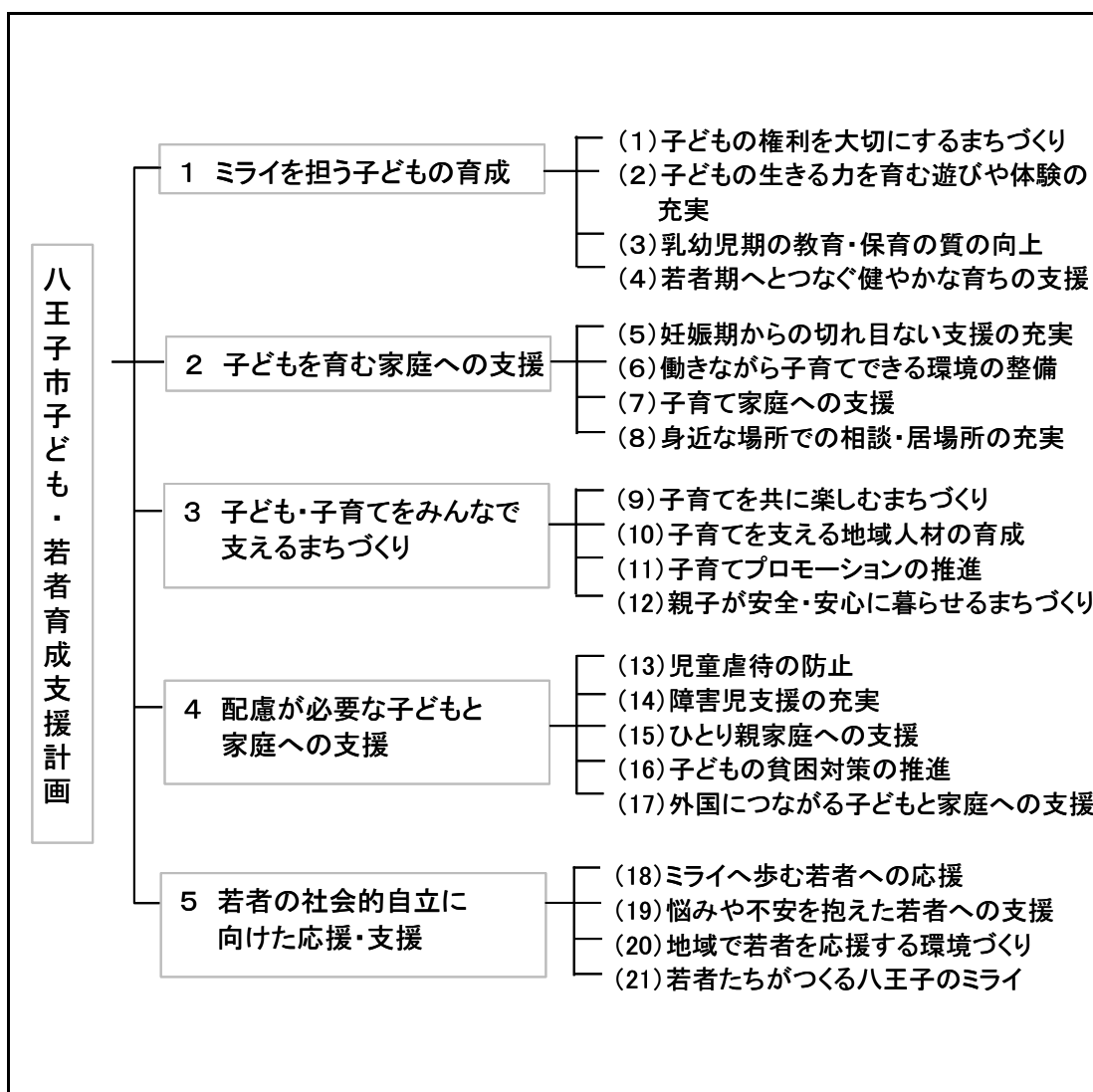
児童・ひとり親・女性等福祉

1. 概 説
2. 児童（18歳未満）の人口
3. 手 当
4. 医 療 費 の 助 成
5. 幼 児 教 育 ・ 保 育
6. 児 童 福 祉 施 設 等 に 対 す る 指 導 監 査
7. 健 全 育 成
8. ひ と り 親 ・ 女 性 等 福 祉
9. 子 ど も 家 庭 支 援 セ ン タ ー
10. 子 ど も と 外 出 し や す い 環 境 整 備
11. 企 業 と の 協 働 に よ る 子 育 て 支 援

1. 概 説

児童福祉の理念は、全ての子どもがより良い生活を保障されるとともに、将来の社会を担う子どもを心身ともに健やかに育成することにある。

出生数や子ども・若者の数の減少が続く中、子ども・若者を取り巻く環境も大きく変化しており、不登校やいじめ、貧困など様々な問題が重なることで複雑化しているケースも見られ、個々の状況に応じた支援が求められている。こうした状況の中、より一層子どもと家庭に関する施策を総合的に推進するとともに、若者期まで見通した切れ目ない支援をするため、「八王子市子ども・若者育成支援計画」を策定し、計画に基づき、市民・学校・地域・行政などが協力して、地域における子育て・子育て環境の整備や若者の支援を進めている。計画の着実な推進に取り組むことで「子ども・若者にやさしいまち」「子育てしやすいまち」「子ども・若者が夢と希望を持ってあられるまち」の実現を目指す。現行の計画（八王子市子ども・若者育成支援計画）の施策の体系は下記のとおり。（令和2～6年度（2020～2024年度））



2. 児童（18歳未満）の人口

（1）児童人口の割合

（各年1月1日現在）

区 分		年		
		2	3	4
八王子市	全人口（人）	562,480	561,828	561,758
	18歳未満人口（人）	80,130	78,676	77,060
	比率（%）	14.2	14.0	13.7
東京都	全人口（人）	13,257,596	13,297,089	13,277,052
	18歳未満人口（人）	1,857,435	1,851,303	1,833,366
	比率（%）	14.0	13.9	13.8

（2）年齢層別児童人口

（各年1月1日現在）

区 分		年		
		2	3	4
18歳未満人口（人）		80,130	78,676	77,060
0歳～5歳（人）		22,563	21,820	20,833
6歳～11歳（人）		27,637	27,156	26,650
12歳～17歳（人）		29,930	29,700	29,577

3. 手 当

(1) 児童手当

中学校修了前の児童を養育する者に支給する。

ア. 児童手当月額の推移

手当月額 平成19年（2007年）4月～平成22年（2010年）3月

- 10,000円（3歳誕生日までの子）
- 5,000円（3歳以上の第1子・第2子）
- 10,000円（3歳以上の第3子以上）

※平成22年（2010年）4月～平成24年（2012年）3月の期間は支給なし
（当該期間は子ども手当を支給）

平成24年（2012年）4月～（所得制限は平成24年（2012年）6月から導入）

- 15,000円（3歳誕生日までの子）
- 10,000円（3歳以上～小学校修了前の第1子・第2子）
- 15,000円（3歳以上～小学校修了前の第3子以上）
- 10,000円（中学生）

※所得制限超過の場合、特例給付として一律5,000円

イ. 児童手当支給額等の状況

区 分		年 度		
		元	2	3
延 支 給 人 員 （ 人 ）	3歳未満被用者	90,363	86,663	81,638
	3歳未満非被用者	18,489	16,931	16,072
	特 例 給 付	88,759	90,191	88,729
	3歳以上小学校 （ 被 用 者 ）	337,894	331,791	323,053
	3歳以上小学校 （ 非 被 用 者 ）	77,742	73,556	70,882
	中 学 生	136,864	136,576	136,854
	合 計	750,111	735,708	717,228
支 給 総 額 （ 円 ）	3歳未満被用者	1,355,445,000	1,299,945,000	1,224,570,000
	3歳未満非被用者	277,335,000	253,965,000	241,080,000
	特 例 給 付	443,795,000	450,955,000	443,645,000
	3歳以上小学校 （ 被 用 者 ）	3,583,015,000	3,518,635,000	3,423,875,000
	3歳以上小学校 （ 非 被 用 者 ）	835,755,000	791,780,000	763,320,000
	中 学 生	1,368,640,000	1,365,760,000	1,368,540,000
	合 計	7,863,985,000	7,681,040,000	7,465,030,000

(2) 児童育成手当

[育成手当]

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭に、対象児童1人当たり月額13,500円の手当を支給する。

[障害手当]

20歳未満で心身に障害（愛の手帳1～3度程度・身体障害者手帳1～2級程度・脳性麻痺・進行性筋萎縮症）のある児童を扶養している者に、対象児童1人当たり月額15,500円の手当を支給する。

ア. 児童育成手当月額の推移

単位：円

改定時期	育成手当	障害手当
平成6年(1994年)4月	12,500	14,500
平成7年(1995年)4月	13,000	15,000
平成8年(1996年)4月	13,500	15,500

イ. 児童育成手当支給額等の状況

区分		年度		
		元	2	3
支給総額 (円)	育成手当	1,316,661,000	1,290,411,000	1,261,183,500
	障害手当	89,791,500	87,652,500	84,242,500
	合計	1,406,452,500	1,378,063,500	1,345,426,000
延支給人員 (人)	育成手当	97,531	95,586	93,421
	障害手当	5,793	5,655	5,435
	合計	103,324	101,241	98,856

(3) 児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭等に手当を支給する。

ア. 児童扶養手当月額（全部支給）の推移

単位：円

改定時期	児童1人	2人目加算額	3人目以降加算額
平成29年(2017年)4月	42,290	9,990	5,990
平成30年(2018年)4月	42,500	10,040	6,020
平成31年(2019年)4月	42,910	10,140	6,080
令和2年(2020年)4月	43,160	10,190	6,110

イ. 児童扶養手当支給額等の状況

区 分		年 度		
		元	2	3
全部支給	延支給人員（人）	35,114	26,349	25,337
	支給額（円）	1,502,898,150	1,136,170,980	1,093,641,480
一部支給	延支給人員（人）	23,938	19,341	19,957
	支給額（円）	682,770,070	550,864,810	553,314,920
第2子加算	延支給人員（人）	23,830	18,244	17,732
	支給額（円）	225,257,400	173,304,700	167,861,280
第3子以降加算	延支給人員（人）	8,268	6,475	6,349
	支給額（円）	48,272,350	38,107,130	37,434,250
合計	延支給人員（人）	91,150	70,409	69,375
	支給額（円）	2,459,197,970	1,898,447,620	1,852,251,930

ウ. 受給原因別世帯数状況

(各年度末現在)

単位：世帯

区 分		年 度		
		元	2	3
離 婚		2,979	2,936	2,830
死 亡		41	39	33
遺 棄		5	7	8
拘 禁		2	2	3
保護命令		2	2	2
未婚の母子又は父子		487	480	461
父又は母が重度の障害		38	46	52
その他		156	163	155
合 計		3,710	3,675	3,544

※否受給者は含まず。その他は該当事由混合世帯。

4. 医療費の助成

(1) 乳幼児医療費助成

6歳義務教育就学前の児童に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成する。

平成4年(1992年)10月1日	施行	(1歳未満児対象・所得制限なし)
平成6年(1994年)1月1日	制度改正	(3歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
平成10年(1998年)10月1日	制度改正	(4歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
平成12年(2000年)10月1日	制度改正	(5歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
平成13年(2001年)10月1日	制度改正	(6歳就学前児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
平成19年(2007年)10月1日	制度改正	(所得制限撤廃)

○乳幼児医療費助成状況

年度 区分	元	2	3
年度末日人員 (a) (人)	26,694	25,701	24,919
年間医療助成費 (b) (円)	831,979,167	629,932,938	752,914,359
年間取扱件数 (c) (件)	492,923	351,067	397,854
1人当り年間受診回数 (d) = c / a (回)	18	14	16
1人当り年間医療助成費 (e) = b / a (円)	31,167	24,510	30,214
1件当り医療助成費 (f) = b / c (円)	1,688	1,794	1,892

(2) 義務教育就学児医療費助成

小・中学生に対して、医療費のうち、入院・調剤については各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成している。通院については、各種医療保険給付の上限1回200円を除いた自己負担分を助成する。

平成19年(2007年)10月1日 施行 (所得制限あり) 自己負担分の1/3

平成21年(2009年)10月1日 制度改正 (所得制限あり)
 通院…上限200円を除く自己負担分
 調剤…自己負担分全額
 入院…自己負担分全額

平成24年(2012年)10月1日 制度改正 (所得制限緩和) 児童手当に準拠して緩和
 平成28年(2016年)7月1日 制度改正 (所得制限撤廃)

○義務教育就学児医療費助成状況

区 分 \ 年 度	元	2	3
年度末日人員 (a) (人)	41,358	40,938	40,585
年間医療助成費 (b) (円)	1,082,519,791	951,772,634	1,051,507,613
年間取扱件数 (c) (件)	505,038	406,269	446,972
1人当り年間受診回数 (d) = c / a (回)	12	10	11
1人当り年間医療助成費 (e) = b / a (円)	26,174	23,249	25,909
1件当り医療助成費 (f) = b / c (円)	2,143	2,343	2,353

(3) ひとり親家庭医療費助成

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭等に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費・一部負担金を除く）を助成する。

平成2年(1990年)4月1日 施行 (所得制限あり) 課税者…自己負担分の2/3
非課税者…自己負担分全額

○ひとり親家庭医療費助成状況

区 分 \ 年 度	元	2	3
世帯数 (a) (世帯)	3,865	3,747	3,590
年度末日人員 (b) (人)	7,230	7,028	6,806
世帯当り人員 (c) (人)	1.9	1.9	1.9
年間医療助成費 (d) (円)	216,463,894	201,428,585	210,226,333
年間取扱件数 (e) (件)	89,886	78,047	81,577
1人当り年間受診回数 (f) = e / b (回)	12	11	12
1人当り年間医療助成費 (g) = d / b (円)	29,940	28,661	30,888
世帯当り年間医療助成費 (h) = d / a (円)	56,006	53,757	58,559
1件当り医療助成費 (i) = d / e (円)	2,408	2,581	2,577

5. 幼児教育・保育

(1) 施設数及び保育定員の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区分	年 度	2		3		4	
		施設数	保育定員	施設数	保育定員	施設数	保育定員
認可保育所	(公立)	15	1,181	15	1,113	15	1,072
	(私立)	85	10,344	81	8,557	80	8,431
認定こども園		6	806	10	1,246	11	1,346
小規模保育	(公立)	1	16	1	16	1	16
	(私立)	7	110	7	110	7	110
事業所内保育		7	96	7	96	7	96
家庭的保育		14	58	14	55	12	53
認証保育所		5	187	5	178	4	147
定期利用保育		14	44	16	48	16	48
合 計		140	12,842	140	11,419	137	11,319

※定期利用保育の施設数は認可保育所の施設数と重複するため合計数から除く

※保育所型認定こども園は私立保育所に含む

(2) 保育施設利用児童数の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区分	年 度	2	3	4
		認可保育所	(公立)	1,204
	(私立)	9,084	8,497	8,271
認定こども園		663	1,169	1,201
小規模保育	(公立)	15	11	15
	(私立)	89	78	69
事業所内保育		88	77	79
家庭的保育		56	51	47
認証保育所		173	173	144
定期利用保育		15	10	10
合 計		11,387	11,177	10,912

※保育所型認定こども園は認可保育所に含む

(3) 待機児童数の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区分	年 度	2	3	4
待機児童数		25 (192)	19 (135)	12 (87)

※ () は、保留児童数

※「保留児童数」と「待機児童数」について

保留児童数とは保育施設の利用申込みをしたが入所保留となった児童数
待機児童数とは保留児童数から認証保育所の利用児童等を除いた児童数

(4) 保育園児1人にかかる費用の年度別推移(月額)

単位：円

区分 \ 年度	元	2	3
0歳児	345,410	348,190	347,670
1歳児	170,668	172,418	172,068
2歳児	152,708	154,458	154,108
3歳児	97,428	93,878	93,758
4歳以上児	81,808	78,008	77,928

設定 定員100人で0歳児保育を実施している私立保育園の費用をモデル的に算出
(障害児保育の費用を除く)

(5) 保育所

区分 \ 年度		元	2	3
公立	施設数	16	16	16
	延利用児童数(人)	16,532	14,632	13,601
	運営費(千円)	2,483,440	2,485,534	2,483,320
私立	施設数	83	84	80
	延利用児童数(人)	108,800	109,523	102,649
	給付費(千円)	15,848,426	15,900,724	15,158,952

※公立には市役所内保育園含む。私立には管外公立含む。

(6) 延長保育の状況

単位：園

区分 \ 年度	元	2	3
公立	16	16	16
私立	74	75	71
合計	90	91	87

(7) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設

区分 \ 年度	元	2	3
施設数	7	7	11
延利用児童数(人)	15,445	15,112	20,815
給付費(千円)	1,509,026	1,564,338	2,399,898

(8) 家庭的保育

自宅等の家庭的な雰囲気の中で、少人数（定員5人以下）の0～2歳のお子さんにきめ細やかな保育を行う。保育時間は8時間で、原則として保育短時間認定を受けた方が利用する施設。

区分	年度		
	元	2	3
家庭的保育者数（人）	14	14	14
延利用児童数（人）	656	682	653
給付費（千円）	158,831	168,396	174,727

(9) 小規模保育

マンションやテナント等を利用し、少人数（定員6～19人）の0～2歳のお子さんを預かる施設で、きめ細やかな保育を行う。

区分	年度		
	元	2	3
施設数	7	7	7
延利用児童数（人）	1,114	1,144	1,153
給付費（千円）	258,780	277,272	277,764

(10) 事業所内保育

企業等が設置する0～2歳のお子さんを預かる保育施設で、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する。

区分	年度		
	元	2	3
施設数	7	7	7
延利用児童数（人）	1,118	1,129	1,078
給付費（千円）	240,821	253,325	253,721

(11) 認証保育所

東京都が定めた基準を満たし、設置を認証した保育施設。0歳児保育、13時間以上の開所、送迎に交通の便がよい等の特色がある。

区分	年度		
	元	2	3
施設数	5	5	5
延利用児童数（人）	1,945	2,237	2,240
補助額（千円）	245,139	290,960	294,594

(12) 一時・休日・年末・緊急・定期利用保育の状況

保育ニーズの多様化に対応するため、一時・休日・年末・緊急・定期利用保育を実施する。

○一時保育

区 分		年 度		
		元	2	3
公立	実施園数(園)	6	6	6
	延利用児童数(人)	5,954	3,355	4,535
私立	実施園数(園)	19	19	18
	延利用児童数(人)	3,182	2,271	1,941
認定 こども園	実施園数(園)	0	0	0
	延利用児童数(人)	0	0	0
合計	実施園数(園)	25	25	24
	延利用児童数(人)	9,136	5,626	6,476

○休日保育

区 分		年 度		
		元	2	3
公立	実施園数(園)	1	1	1
	延利用児童数(人)	1,276	732	999
私立	実施園数(園)	1	1	1
	延利用児童数(人)	505	436	614
合計	実施園数(園)	2	2	2
	延利用児童数(人)	1,781	1,168	1,613

○年末保育

区 分		年 度		
		元	2	3
公立	実施園数(園)	2	2	2
	延利用児童数(人)	79	73	91

○緊急保育

区 分		年 度		
		元	2	3
公立	実施園数(園)	10	10	10
	延利用児童数(人)	689	547	393
私立	実施園数(園)	16	16	16
	延利用児童数(人)	87	143	59
合計	実施園数(園)	26	26	26
	延利用児童数(人)	776	690	452

○定期利用保育

区 分		年 度		
		元	2	3
公立	実施園数(園)	4	4	4
	延利用児童数(人)	1,358	1,312	1,771
私立	実施園数(園)	10	11	12
	延利用児童数(人)	1,708	1,410	1,312
合計	実施園数(園)	14	15	16
	延利用児童数(人)	3,066	2,722	3,083

(13) 病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難で、保護者が看護できない場合に専用施設で保育する。

区 分 \ 年 度	元	2	3
施 設 数	4	4	4
登録児童数 (人)	5,082	4,910	5,352
延利用児童数 (人)	1,661	536	946
委 託 料 (千 円)	49,904	49,510	50,518

(14) 幼稚園数・園児数等の推移

(各年度5月1日現在)

区 分 \ 年 度	2	3	4
施設数	30	30	30
定員 (人)	8,085	8,085	8,085
園児数	5,435	5,159	4,797

※幼稚園型認定こども園含む

(15) 幼稚園等園児保護者給付金

市内に住民登録をしていて、子どもを私立幼稚園等に通園させている保護者に、補助金等を支給する。

区 分 \ 年 度	元	2	3	
補保 助護 金者	人員 (人)	3,519	—	—
	金額 (千円)	143,729	—	—
給保 付護 金者	人員 (人)	4,831	4,829	4,447
	金額 (千円)	146,626	311,877	288,349
就 園 奨 励 費	人員 (人)	3,529	—	—
	金額 (千円)	247,239	—	—
補入 助園 金料	人員 (人)	1,645	—	—
	金額 (千円)	32,900	—	—

(16) ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けを受けたい人と子育ての手伝いができる人とが会員になり、センターを介して相互援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立のための支援や子育て中の家庭への育児支援を行う。

○会員数と活動数

年度 区分	元	2	3
依頼会員(人)	2,288	2,110	2,042
提供会員(人)	630	618	582
両方会員(人)	70	58	57
会員数計(人)	2,988	2,786	2,681
活動数(回)	3,520	1,251	1,611

6. 児童福祉施設等に対する指導監査

児童福祉法等に基づき、児童福祉施設等に対して指導監査を実施する。

(1) 実地検査

単位：施設

種別	年度		2		3	
	元	実地検査数	対象数	実地検査数	対象数	実地検査数
認可保育所(私立)	83	83	84	1	80	77
(公立)	-	-	-	-	15	15
認定こども園	7	7	7	0	11	6
幼保連携型認定こども園	2	2	2	0	6	2
幼稚園型認定こども園	3	3	3	0	3	2
保育所型認定こども園	1	1	1	0	1	1
地方裁量型認定こども園	1	1	1	0	1	1
幼稚園	3	1	27	8	27	6
家庭的保育事業等	29	28	28	8	29	29
家庭的保育事業	14	13	14	5	14	14
小規模保育事業	8	8	7	2	8	8
事業所内保育事業	7	7	7	1	7	7
病児保育事業	4	2	4	2	5	4
母子生活支援施設	1	1	1	0	1	1
認可外保育施設※1	47(5)	45(5)	45(5)	11	44(5)	45(5)
ベビーホテル	9	8	7	6	3	3
事業所内保育施設※2	16(6)	15(7)	15(7)	5(3)	18(10)	20(11)
院内保育施設※2	13(3)	13(3)	13(3)	0	13(3)	12(3)
その他	9	9	10	0	10	10
子育て援助活動支援事業	-	-	-	-	1	1
合計	174	167	196	30	213	184

※1 ()内は、うち東京都認証保育所

※2 ()内は、うち企業主導型保育事業

(2) 業務管理体制の整備に係る一般検査

年度 区分	元	2	3
事業者数	84	8	62

(3) 集団指導

年度 区分	元	2	3
実施回数	2	2	3
延べ施設数	144	138	193

(4) 監査

年度 区分	元	2	3
事業者数	0	1	0
施設数	0	1	0

7. 健全育成

(1) 児童館設置状況

児童に健全な遊びを与えることにより児童の健康を増進し、情操を豊かにするために設置。

本館は月曜日から土曜日の午前10時15分から午後7時まで（第4日曜日のみ午前9時15分から午後6時まで）、分館は月曜日から金曜日は午後1時から午後6時まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前10時15分から午後6時まで利用できる。

対象者は0歳から18歳までの児童。ただし、乳幼児の場合は保護者の付き添いが必要。

区 分 \ 年 度	元	2	3
施設数（本館）	10	10	10
施設数（分館）	2	2	2
合計	12	12	12

(2) 児童館利用者数

単位：人

区 分 \ 年 度	元	2	3
就学児童	147,750	37,296	68,176
就学前児童	22,178	13,218	14,737
その他	32,866	12,780	16,508
合計	202,794	63,294	99,421

※過年度も含め、併設している学童保育所の利用者数を除いて集計。

(3) 学童保育所

保護者が就労等により放課後に家庭で保育ができない小学生に遊び及び生活の場を与えることにより、健全な育成と福祉の増進に寄与するため設置（令和年3度末時点21か所で高学年児童の受け入れを実施）。

月曜日から金曜日の放課後、午後6時30分（7時30分）まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前8時30分（8時）から午後6時30分（7時30分）まで利用できる。

※（ ）内は延長利用時間

年度 区分	元	2	3
学童保育所数	88	89	90

(4) 学童保育状況

年度 区分	元	2	3
延在籍者数（人）	1,724,069	1,749,347	1,736,009
延出席者数（人）	1,122,297	982,686	1,075,326
出席率（％）	65.1	56.2	61.9

・令和3年（2021年）4月より、子ども家庭部児童青少年課より、子ども家庭部青少年若者課に名称変更。

・同年10月より、子ども家庭部青少年若者課より生涯学習スポーツ部放課後児童支援課に変更。

(参考) 放課後子ども教室実施状況

年度 区分	元	2	3
実施校数（校）	66	66	66
延実施日数（日）	8,230	6,089	7,876
延参加者数（人）	786,780	569,965	762,371

※国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育所と放課後子ども教室の両事業を一体的に実施している。

(5) 若者総合相談センター

働くことや学ぶこと、自分の進路など、高校生世代から39歳までの若者の悩みや課題を何でも受け止め、適切な支援につなげる相談窓口。令和2年(2020年)11月開設。問題の早期発見及び複数の分野の支援を組み合わせることで、困難な状況にある若者の課題を解きほぐし、解決につなげるとともに、義務教育以降の若者に対する切れ目ない支援を実施する。

所在地 : 八王子市東町3-10 山善ビル3・4階
 開所日 : 火曜日から土曜日(祝祭日・年末年始を除く)
 開所時間 : 午前10時00分から午後6時00分まで
 支援内容 : 相談支援、訪問支援、サードプレイス及び地域活動の紹介

区 分	年 度	
	2	3
利用件数(件)	576	2,823
相談件数(件)	154	367
サードプレイス フリースペース利用件数(件)	336	1,817
サードプレイス プログラム事業利用件数(件)	83	598
地域活動への参加件数(件)	3	41
訪問支援(家庭訪問)(件)	5	3

8. ひとり親・女性等福祉

(1) 母子・父子自立支援員、就業支援専門員、婦人相談員

母子・父子自立支援員及び就業支援専門員は、ひとり親家庭の自立のため、必要な相談・指導・助言を行う。婦人相談員は、緊急の保護や自立のための援助が必要な女性の相談・指導・助言を行う。

単位：人

区分	元	2	3
母子・父子自立支援員	4	4	4
就業支援専門員	1	1	1
婦人相談員	2	2	2

○母子・父子自立支援員相談種別件数（就業支援専門員による相談を含む）

単位：件

区分	年度	元	2	3
生活一般	住宅	106	92	140
	医療・健康（病気、障害、その他）	85	148	134
	家庭紛争（夫等の暴力、その他）	246	262	243
	就労（求職・転職、資格取得・職業訓練、職場の悩み、その他）	1,339	1,276	1,116
	結婚	2	1	0
	養育費	92	84	101
	借金	13	48	28
	家事援助	16	123	109
	その他	61	112	122
	小計		1,960	2,146
児童	養育（保育所入所、虐待、その他）	217	286	200
	教育	235	176	234
	非行	3	0	5
	就職	0	0	0
	その他	39	37	32
小計		494	499	471
生活保護	母子父子福祉資金（貸付、償還）	888	860	883
	東京都女性福祉資金（貸付、償還）	30	29	28
	公的年金	2	3	0
	児童扶養手当	93	115	114
	生活保護	67	48	33
	税	9	1	1
	その他	234	405	409
小計		1,323	1,461	1,468
その他	売店設置（母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条）	0	0	0
	たばこ販売（母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条）	0	3	0
	母子世帯向公営住宅（母子及び寡婦福祉法第27条）	0	0	0
	ひとり親家庭休養ホームの利用	0	0	0
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	133	133	72
小計		133	136	72
合計		3,910	4,242	4,004

(2) 八王子市母子福祉資金・父子福祉資金の貸付

母子家庭又は父子家庭の方々が経済的に自立していくために必要な資金の貸付を原則無利子で行う。

○母子福祉資金貸付状況

単位：件

区 分 \ 年 度	元	2	3
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	192	173	160
技能習得	2	2	5
修業	0	1	0
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	1	1	1
住宅	0	0	0
転宅	0	0	1
就学支度	33	30	30
結婚	0	0	0
合計	228	207	197
貸付額（円）	103,777,000	97,235,000	92,718,000

○父子福祉資金貸付状況

単位：件

区 分 \ 年 度	元	2	3
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	15	16	10
技能習得	0	0	0
修業	0	0	0
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	0	0	0
住宅	0	0	0
転宅	0	1	0
就学支度	4	4	1
結婚	0	0	0
合計	19	21	11
貸付額（円）	8,799,000	8,649,000	5,462,000

(3) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母又は父子家庭の父などに対し、生活の安定を図るため、就業支援事業、就業支援講習会等事業、養育費相談事業、広報啓発広聴・ニーズ把握活動等事業を実施する。

また、令和2年度より新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式に対応し、仕事と育児の両立を支援するため、テレワーク推進事業を開始。

ア. 就業支援事業（ひとり親家庭のための八王子市就労生活相談窓口）

仕事探しから就職・定着まで、一人ひとりのニーズに合わせた就業相談と職業紹介を行う。

※一貫した就業支援を行うため、就業支援講習会等と同じ事業者に委託。

区分		年度		
		元	2	3
対	象 人 数	72	152	110
就	職 人 数	26	65	32

イ. 就業支援講習会等事業

就業やスキルアップを目的として、就業準備や支援施策についての情報提供を行う就業支援セミナーをオンラインで開催するとともにその動画配信を行い、Word・Excelを中心としたパソコン講習会を託児付きで開催する。

区分		年度					
		元		2		3	
		セミナー	講習会	セミナー	講習会	セミナー	講習会
開	催 回 数	8	12	7	16	6	16
延	参 加 人 数	111	103	176	59	199	63

ウ. テレワーク推進事業

母子家庭の母又は父子家庭の父などに対し、3か月間パソコンと通信環境を無料で貸出し、自宅でテレワークのスキルを習得する支援と就労支援を行う。

区分		年度		
		元	2	3
参	加 人 数	—	30	30

エ. 養育費相談事業

養育費等の情報を提供する講座や、弁護士による養育費等などの個別法律相談を行う。

区分		年度					
		元		2		3	
		講座	相談	講座	相談	講座	相談
開	催 回 数	2	12	2	11	1	12
延	参 加 人 数	33	42	24	42	16	39

オ. 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

支援を必要とする家庭に必要な情報を提供するため、メールマガジンを配信するとともに、支援ニーズを把握する調査をWEBで実施する。

区分		年度		
		元	2	3
メール マガジン	登 録 人 数	1,795	2,107	2,197
	配 信 回 数	14	14	14
ニーズ調査回答者数		111	525	326

(4) 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の就労による自立を支援するため、教育訓練の受講料の一部補助や、看護師等の資格取得のための修業期間中の生活費を支給する。

【教育訓練給付金】厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合に、受講料の一部を支給する。

【高等職業訓練促進給付金】看護師などの就職に結びつきやすい資格を取得するために、6月以上の養成機関等に通う場合に給付金を支給するとともに、卒業時に一時金を支給する。

○支給実績

単位：円

年度 区分		元		2		3	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
教育訓練給付金		9	605,789	9	415,627	12	1,153,612
高等職業訓練 促進給付金	月額	27	32,553,000	31	34,628,500	36	41,109,500
	一時金	7	300,000	4	175,000	13	575,000

(5) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び20歳未満の児童が、学び直しのため高卒認定試験の合格を目指して対象講座を受講する場合に、受講料の一部を支給する。

【受講修了時給付金】対象講座を修了した場合に支給する。

【合格時給付金】高卒認定に合格した場合に支給する。

○支給実績

単位：円

年度 区分		元		2		3	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
受講修了時給付金		0	0	0	0	2	154,000
合格時給付金		0	0	0	0	1	50,000

(6) 母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者を対象に、個々の状況やニーズに合わせた自立支援プログラムを策定し、就業を支援する。

○実施状況

年度 区分	元	2	3
策定人数(人)	54	73	43

(7) ひとり親家庭等学習支援事業

学習支援教室「はち☆スタ」に通うことが困難な児童扶養手当支給世帯と同等の所得水準の中学生を対象に、大学生等の学習支援員を派遣し、高校進学と学習習慣の定着を目的として学習支援、進学支援を行う。

○実施状況

年度 区分	元	2	3
派遣回数(回)	857	957	668
登録人数(うち中3生)(人)	30(24)	31(18)	28(7)
高校進学者数(人)	24	18	7

(8) ひとり親家庭の子どもの生活力向上

ひとり親家庭の小学5・6年生の児童を対象に、学習のきっかけづくりや生活力の向上を目指す支援プログラム（体験学習・学習支援等）を実施する。

※新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年度は年4回、令和2年度は中止、令和3年度は年2回開催

○実施状況

年度	元	2	3
参加児童数（人）	48	中止（コロナ）	15

(9) ひとり親家庭親子ふれあい事業

ひとり親家庭の親と小学生の子を対象に、子どもの体験活動を通じた親子のふれあい、親同士、子同士の交流の機会を増進する目的で、親子で楽しめる体験活動を実施する。

※令和元年度はバスツアー、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインクッキング、令和3年度は収穫体験を実施

○実施状況

年度	元	2	3
参加世帯数（世帯）	20	3	10

(10) ひとり親家庭ホームヘルパー派遣

中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、家事又は育児に支障のある世帯等にホームヘルパーを派遣する。

○派遣状況

年度	元	2	3
世帯数（世帯）	21	23	21
延日数（日）	571	597	649

(11) 母子生活支援施設入所措置費委託料

母子家庭で監護すべき児童（18歳未満）の養育が困難になっている場合に、母子生活支援施設に母子ともに入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行う。

年度	元	2	3
委託料（円）	11,505,396	14,327,401	9,912,605

(12) 母子等緊急一時保護

緊急に保護が必要な母子等に対し、母子生活支援施設の利用を提供し、また、同施設が利用できない母子等に対し、宿泊費等を支給する。

年度	元	2	3
委託日数（延べ）	0	4	0
委託料（円）	0	10,000	0
宿泊費（円）	0	0	0

(13) 女性福祉資金の貸付

配偶者がいない女性で扶養親族のいる方などが、経済的に自立していくために必要な資金の貸付を原則無利子で行う。

単位：件

区 分 \ 年 度	元	2	3
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	2	3	3
技能習得	0	0	0
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	0	0	0
住宅	0	0	0
転宅	0	0	1
就学支度	0	1	0
結婚	0	0	0
合計	2	4	4
貸付額（円）	1,344,000	1,994,000	2,518,800

(14) 入院助産

入院して分べんする必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦を援護する。

区 分 \ 年 度	元	2	3
人 員（人）	9	12	11
施 設 数	4	6	4
支給額（千円）	4,268	7,885	6,002

9. 子ども家庭支援センター

(1) 子どもと家庭に関する総合相談

○相談種別件数

(職員活動数)

単位：件

区 分		年 度		
		元	2	3
健康 (病気治癒・予防接種・事故等)		410	1,080	927
家庭・生活環境 (夫婦・祖父母・近隣との関係等)		9,972	15,171	14,562
発育・発達 (身体・性格・言葉・態度等)		400	496	459
養育不安		10,248	10,868	17,900
虐待		24,273	23,966	22,233
基本的な生活習慣 (食事・睡眠・排泄・遊び等)		353	399	253
教育・しつけ (学校・塾・育児法・不登校等)		2,575	2,432	2,654
非行		318	151	249
経済・就労		69	75	159
各種サービス問合せ		366	807	1,144
その他		973	1,246	707
合 計		49,957	56,691	61,247
相談対象別の内訳	0歳～ 6歳	20,246	22,848	24,728
	7歳～12歳	17,737	20,093	21,375
	13歳～15歳	8,704	10,272	11,141
	16歳～17歳	2,900	3,195	3,839
	18歳～	370	283	164

(2) 児童家庭相談援助

市民や関係機関から虐待など要保護児童の相談・通告を受け、児童相談所など関係機関と連携して対応する。

○対応児童数

単位：人

区 分		年 度			
		元	2	3	
新規受理児童人数	児童虐待	1,131 (88)	1,145 (229)	1,228 (267)	※児童虐待()内は、児童相談所からの送致件数 ※養護相談()内は、厚生労働省通知に基づく実態把握調査による受理件数
	養護相談	1,099 (633)	1,374 (896)	880 (411)	
	保健相談	0	1	2	
	障害相談	12	9	12	
	非行相談	8	13	13	
	育成相談	154	102	145	
	その他	28	13	8	
合 計		2,432	2,657	2,288	

(3) 子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

子どもと家庭に関わる関係機関が情報を共有し、連携した支援を行うための子ども家庭支援ネットワークを児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会と定め、子ども家庭支援センターを支援状況を把握する調整機関に位置付け連携を強化する。

代表者会議：関係機関の管理職等／実務者会議：機関の実務者等／
地域ブロック会議：ブロック内に属する関係機関の職員等／中学校区
分科会：中学校区内の機関の実務者等／個別ケース検討会議：個別児童の直接担当者等

○会議開催数

単位：回

区 分		年 度		
		元	2	3
代 表 者 会 議		1	1	1
実 務 者 会 議		2	1	1 (書面開催)
地 域 ブ ロ ッ ク 会 議		5	中止 (コロナ)	中止 (コロナ)
地 域 ブ ロ ッ ク 会 議 中 学 校 区 分 科 会		47	20	29
個 別 ケ ー ス 検 討 会 議		200	174	181

(4) のびのび子育て講座

のびのび子育て講座として、子を持つ親などを対象としたベビーマッサージ・離乳食・子に対する接し方などをテーマとした講習会を開催する。

区 分		年 度		
		元	2	3
開 催 回 数 (回)		1,368	792	1,631
参 加 人 員 (人)		21,288	7,457	15,833

(5) 親子ふれあい広場（プレイルーム）利用者

○年齢別延べ利用者数

単位：人

区 分		年 度		
		元	2	3
子 ど も	0 歳	7,317	5,808	7,531
	1 歳	10,980	6,366	10,753
	2 歳	5,928	3,213	3,305
	3 歳	3,415	1,178	1,402
	4 歳	955	294	339
	5 歳	443	48	157
	その他	251	16	65
	小 計	29,289	16,923	23,552
お と な	父	1,477	1,157	1,736
	母	23,282	14,360	20,105
	その他	1,181	257	369
	小 計	25,940	15,774	22,210
合 計		55,229	32,697	45,762

(6) 親子つどいの広場

概ね3歳未満の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、育児相談等を行う場を身近な地域に設置する。

○延べ利用者数

単位：人

広 場		年 度		
		元	2	3
ゆめきつず（セレオ八王子）		38,581	19,198	22,313
堀 之 内		6,916	3,991	5,156
西 八 王 子		7,004	4,100	6,299
檜 原		3,729	2,127	1,705
大 和 田		6,722	3,049	3,841
合 計		62,952	32,465	39,314

(7) 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が、病気・出産・家族の看護・冠婚葬祭・公的行事等への参加・出張・育児疲れなどで一時的に児童（1歳～小学校6年生）の養育が困難になった場合に、児童を宿泊または夜間、施設や養育協力家庭（ショートステイのみ）で預かる事業。

単位：実施延日数

区 分		年 度		
		元	2	3
ショートステイ		851	648	592
トワイライトステイ		203	112	105

(8) 養育支援訪問事業

市が養育支援を必要と認め、一般の子育て支援サービスの利用だけでは児童の養育が困難な家庭に育児支援ヘルパーが訪問するなどして支援を行うことにより、家庭における児童の安定した養育を目的とする事業。

年度 区分	元	2	3
育児支援ヘルパー 派遣回数	64	71	136

(9) 産前・産後サポート事業

妊娠時から出産後の体力が回復するまでの間、家事や育児の援助等が必要な家庭に対し、利用者の申請にもとづき家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援する。また、派遣にあたり育児相談や助言、子育て情報の提供等を行う産前・産後サポート専門員が事前に家庭を訪問し、利用者のニーズに合うサービスを提供できるようヘルパー会社と調整する。

年度 区分	元	2	3
延べ利用者数	220	150	382

10. 子どもと外出しやすい環境整備

○赤ちゃん・ふらっと

子育て中の市民が乳幼児と一緒に安心して外出できるように、ミルクが作れ、授乳やおむつ替えができるスペース「赤ちゃん・ふらっと」の設置を促進。平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）には、民間事業者が商業施設等へ「赤ちゃん・ふらっと」を整備する際に、設置費用を補助した。また、屋外イベント時に臨時設置し、授乳とおむつ替えができる「ベビーテント」の貸出を行う。

年度 区分	元	2	3
赤ちゃん・ふらっと 市内新規設置数 (年度末累計)	3 (132)	3 (134)	1 (135)
赤ちゃん・ふらっと 補助施設数	—	—	—
ベビーテント 貸出件数	29	6	6

○公共レンタベビーカー「はち☆ベビ レンタル」

八王子駅周辺への乳児連れでの外出を支援するため、八王子インフォメーションセンター（JR八王子駅前）、八王子駅南口総合事務所、子ども家庭支援センター（クリエイトホール）において、ベビーカーの無料貸出を行う。

年度 区分	元	2	3
貸出件数	339	中止 (コロナ)	中止 (コロナ)

11. 企業との協働による子育て支援

○子育て応援企業

子どもと一緒に利用できるサービスの提供や子どもに関わる地域活動、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる会社や商店を「子育て応援企業」として登録し、PRを行う。

年度 区分	元	2	3
年度末登録数	111団体 (189事業所)	112団体 (188事業所)	109団体 (185事業所)